

鳩山町生ごみ処理容器キエーロ設置推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみを自家処理することを推進するため、生ごみ処理容器キエーロ（以下「キエーロ」という。）の普及を促進し、ごみの減量化及び資源化による環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 キエーロとは、一般家庭における日常生活上生じる調理くず、食べ残し等の生ごみを、土壌中の微生物やバクテリア等が分解することで消滅又は堆肥化させるもので、鳩山町（以下「町」という。）が指定する物をいう。

(対象者)

第3条 キエーロを設置することができる者は、一般家庭における生ごみの自家処理のため、キエーロを使用する者で、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 町内に住所を有する者で、現に居住していること。
- (2) キエーロを良好な状態で維持管理できること。
- (3) 町税等を滞納していないこと。
- (4) 生ごみ減量やリサイクルに関心があり、その推進に協力できること。
- (5) 町が実施する調査や意見聴取に協力できること。

2 キエーロを設置することができる数は、対象者の属する世帯につき1基を限度とする。ただし、破損、故障等により修理が困難で使用不能となったときは、この限りでない。

(申請)

第4条 キエーロの設置を希望する者は、生ごみ処理容器キエーロ設置申請書（様式第1号）により、町長に提出するものとする。

(購入の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、キエーロの設置の可否を決定し、鳩山町生ごみ処理容器キエーロ設置決定通知書（様式第2号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 前項の規定によりキエーロの設置を決定したときは、当該決定を受けた者に対し、キエーロを引き渡すものとする。

(種類及び負担金)

第6条 設置するキエーロは、町長の指定した物とする。

2 第4条の規定により、キエーロの設置を希望する者は、別表に定める個人負担金を町に支払うものとする。

(責務)

第7条 キエーロの引渡しを受けた者は、次に掲げる責務を有するものとし、キエーロを自らが管理できる場所において、適正な維持管理に努めなければならない。

(譲渡等の制限)

第8条 キエーロの引渡しを受けた者は、当該キエーロを他人に譲渡又は貸与を行ってはならない。

(返還)

第9条 町長は、設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、キエーロの実費から個人負担金を差し引いた額の返還を求めるものとする。

(1) キエーロの引渡しの日から1年を経過してもその容器を使用して生ごみを自家処理していない場合

(2) 虚偽の申請その他不正な手段によりキエーロの引渡しを受けた場合

(調査)

第10条 町長は、キエーロの引渡しを受けた者に対し、その設置、使用状況等について調査及び意見を聴取することができる。

(免責)

第 11 条 キエーロの使用に起因して生じた事故、損害等については、町長は責任を負わないものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

キエーロの種類	購入者負担金
キエーロ（大）	8,000 円/基
キエーロ（小）	7,000 円/基